

生徒の問題行動に関するガイドライン

鳥取県立鳥取工業高等学校

問題行動を起こした生徒に、自分の行った行為に対し十分な反省を促し、その後、健全に学校生活を送るために「生徒の問題行動に関するガイドライン」を以下のように定める。

1 基本指導方針

- (1) 生徒の生活指導は、問題行動への対策だけに終わらないよう、生徒の人権を尊重するとともに、人格のより良き発達を目指し、将来社会において自己実現ができるように、より積極的に生徒の生活態度・授業態度の改善を指導する。
- (2) 生活指導＝問題行動への対応だけではなく、将来社会で生きていくうえで重要な「自己指導能力の育成」に向けた積極的な生活指導を推進し、3つの機能を有効に活用する。
 - ① 生徒に自己決定の場を与える。⇒生徒の自己決定を支援する教職員の指導（選択幅の提示など）
 - ② 生徒に自己存在感を与える。⇒生徒の個性や独自性を大切にした指導
 - ③ 共感的人間関係を育成する。⇒生徒・教職員という関係だけでなく、あらゆる教育活動場面においてお互いを尊重しあう態度を育成
- (3) 家庭との連携を密にし、教職員と生徒との望ましい人間関係を構築するとともに、生徒理解・共通理解のもとですべての教職員が取り組んでいくことが重要である。（未然防止に向けた取り組みの重視）

2 特別指導のあり方

- (1) 社会人・職業人として通用する行動・考え方を身に付けさせる指導を行う。
自分本位の考え方ではなく、将来社会へ出て働く人間として正しい思考・判断ができるように指導する。
- (2) 一人ひとりの人権に配慮した指導を行う。
弁明の機会を設けるとともに、個人情報の扱いには十分に注意する。

3 特別指導中の指導

- (1) 生徒は反省文を毎日書き、登校した際、当該担任に提出する（保護者も記入する欄あり）。学校では、教科担任からの課題、自学自習を行う。また、関係教職員との面談を適宜行い、これまでの振り返り、今後の目標設定などを行う。
- (2) 担任は必要に応じて家庭訪問を行い、家庭の様子を確認する。その際、生活指導係、当該学年主任、当該担任及び関係職員（必要時）と協力し、原則、複数で訪問する。
- (3) 考査中に不正行為のあった場合は、以降の科目について教室での受検は不可とし、特別指導を行う。
- (4) 特別指導期間中に定期考査等があった場合、生徒は登校して別室にて受検する。該当科目担任は、定期考査等の結果を参考にして評価を決定する。
- (5) 特別指導期間中は出席扱いとする。ただし、教科および特別活動については欠課扱いとする。
- (6) 生活指導係は、特別指導期間中の指導内容を記録・保管する。

4 特別指導の目安

事 例	指導期間	事 例	指導期間
飲酒・喫煙	謹慎（5日程度）	不正乗車 (定期の不正使用)	謹慎（7日程度）
万引き・窃盗 (校外)	謹慎（7日程度）	不正行為 (定期考査等)	謹慎（7日程度）
占有物離脱横領	謹慎（7日程度）	セクハラ 痴漢行為	謹慎（7日程度）
器物破損	謹慎（5日程度）	無断免許取得	謹慎（5日程度）
暴力（暴言） 行為	謹慎（7日程度）	無免許運転	謹慎（7日程度）
飲酒同席 喫煙同席	説諭 以上の指導 (～5日程度)	SNS等による 誹謗・中傷	説諭 以上の指導 (～7日程度)
学校生活不適応	説諭 以上の指導 (～5日程度)	いじめ いやがらせ	説諭 以上の指導 (～7日程度)
選挙に関わる 違法行為	訓告 以上の指導 (～3日程度)		

- * 無断アルバイト → 嚴重注意（学年主任、担任）
- * 謹慎期間は、申渡し日からの期間とする（申渡し日以前の指導上必要な期間については含めない）。
- * 別表に該当しない事例や重大な犯罪行為、他人の生命・学校生活を脅かす、改善が見られない「いじめ」などの行為等については、生活指導委員会及び職員会議で審議する。
- * 特別指導計画の作成は、学年主任および学年指導係担当で作成し、全職員で指導する。
- * 生徒の反省状況が十分でないという理由で、むやみに謹慎期間を延長しない。

5 附則

このガイドラインは、令和3年4月1日改訂施行する。

このガイドラインは、令和4年4月19日改訂施行する。